

取組事例発表

綾川町人権・同和問題に関する全体教育

～綾川町様によるご講演～

株式会社富士クリーン(所在地：香川県綾川町、代表取締役 社長 馬場 太郎)は令和 6 年 2 月 2 日に綾川町役場様にお越しいただき、人権・同和問題について社員教育を実施いたしました。

■ 障害者差別解消法の改正について

毎月実施している全社朝礼にて、綾川町役場様にお越しいただき、令和 6 年 4 月 1 日に「改正障害者差別解消法」が施行される内容について、図例を用いながら 丁寧な説明を受けました。その中で、事業者として「合理的配慮の提供」の義務化について具体的事例をもとに説明を頂きました。

「合理的配慮の提供」の意味などを知ることにより、今後必要とされる共生社会の実現へ向けて、ひとりひとりが具体的に取り組めることを知り、さらなる働きやすい環境づくりを目指していくことの重要性をあらためて認識いたしました。

■ 常にアップデートするためには「知ることから始める」

当社では、過去から年 2 回、人権問題に関する全体教育を実施し人権問題について正しい知識を学んでいただき、正しく理解することにより、知らず知らずのうちに誰かの人権を侵害することの防止に取り組んでいます。

今回の社員教育の中で「マイクロアグレッション」についても学びました。なにげない一言により、傷つく人がいることをあらためて再認識し、悪意がなくても差別的な言葉や行動に繋がっていくことを知りました。知ることにより、未然に防止し再び学びなおすことの重要性を学び、持続可能な社会の実現のため理解を深めて参りたいと考えております。そして、今後の地域発展に寄与する廃棄物処理事業を継続するために、多様な思考や価値観に対する理解が年々深まっている社会情勢の中で、働きやすい職場環境やダイバーシティ、共生社会を推進する企業風土づくりに取り組んで参ります。



内閣府ホームページより



綾川町役場様によるご講演

本件に関するお問合せ先：

株式会社富士クリーン (087-878-3111) soumu@fujicl.com